

○ 底質調査で用いる底質及び土壌に関する基準等の概要

根拠法令等	基準の種類	基準の概要	基準項目の概要	防災調整池の底質への適用	測定方法
環境庁通知 (S50 環水管 第 119 号)	底質暫定 除去基準 (A)	公共用水域(河川・湖沼等)の水質汚濁、魚介類汚染等の原因となる汚染底質の除去等の基準を定めたもの。 水銀及び PCB について決められている。	<p>【水銀】 高い環境残留性や生物蓄積性を有しており、食物連鎖を通じた生物濃縮等によって高次捕食動物に高濃度に蓄積されやすい。水銀の毒性は化学形態の違いにより異なるが、特にメチル水銀については、人の中枢神経系に対する毒性が強く、とりわけ発達中の胎児の中枢神経が最も影響を受けやすいとされている。</p> <p>【PCB】 電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体及び感圧複写紙など、様々な用途に利用されていた。現在は新たな製造が禁止されている。水にきわめて溶けにくく、沸点が高いなどの物理的な性質を有する主に油状の物質。中毒症状として、目や口腔粘膜の色素沈着、ざ瘡様皮疹(塩素ニキビ)、爪の変形、まぶたや関節の腫れなどが報告されている。</p>	有 (公共用水域に接続している水域にも適用されるため)	H24 環水大水発第 120725002 号 「底質調査 方法」
ダイオキシン類 対策特別 措置法 (H11 法律 第 105 号)	底質 環境基準 (B)	ダイオキシン類による水底の底質の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定めたもの。行政上の政策目標。 公共用水域の水底の底質について適用する。	<p>【ダイオキシン類】 工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう物質であるため、環境中には広く存在しているが、量は非常にわずかである。かつて使用されていた PCB や一部の農薬に不純物として含まれていたものが底泥などの環境中に蓄積している可能性があるとの研究報告がある。</p>	無 (防災調整池は公共用水域ではないため)	H11 環境庁告示 第 68 号
	土壌 環境基準 (C)	ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定めたもの。行政上の政策目標。	<p>多量のばく露では、発がんを促進する作用、生殖機能、甲状腺機能及び免疫機能への影響があることが動物実験で報告されている。しかし、人に対しても同じような影響があるかどうかはまだよくわかっていない。</p>	無 (水底の底質には適用されないため)	
環境基本法 (H5 法律 第 91 号)	土壌 環境基準 (D)	人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、終局的に、土壌をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。 重金属等、揮発性有機化合物及び農薬等の項目について決められている。	<p>【重金属等 11 項目】 土壌と結合しやすいため表層土壌に留まり、自然由来で元から下層の土壌に存在している場合等を除いて、地下水汚染を引き起こす可能性はあまり高くない。</p> <p>【揮発性有機化合物 11 項目】 水に溶けにくい、土壌に吸着しにくい、粘性が低い、土壌中で分解されにくいなどの性質を持ち、さらにベンゼンを除くと比重が大きいことから、土壌に進入すると下層に移動しやすく、地下水汚染を引き起こす可能性が高くなる。</p> <p>【農薬等 5 項目】 現在、土壌残留性農薬の使用は禁止されており、土壌中での分解が早い。</p>	無 (水底の底質には適用されないため)	H3 環境庁告示 第 46 号